

# 平成29年度 市税納期一覧表

納期 税目	平成 29 年									平成 30 年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市 県 民 税			30日		31日			30日			28日	
			1期		2期			3期			4期	
固定資産税	5月1日			31日		10月2日			25日			
	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税		31日										
		全期										
国民健康 保 険 税				31日	31日	10月2日	31日	30日	25日	31日	28日	
				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

\*見やすい場所に貼ってください。

◎税金を納めて成り立つ市民の暮らし ◎納期限までに納めましょう

納税は、安全・安心・便利な口座振替で!!(原則、納期月の25日に引き落とし)

\*納付書でコンビニエンスストアからも納めることができます。

薩摩川内市役所 本庁 税務課 ☎(23)5111

\*裏面も確認ください。



# ◆税務課・収納課からのお知らせ◆

## ◎税務証明の申請について

申請には身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など)の提示が必要です。



## 口座振替がお勧め!

## ◎納税は、安全・安心・便利な口座振替を利用ください。

【受付場所】=市内の各金融機関または郵便局の窓口

【必要なもの】=預貯金通帳、通帳届出印、郵送されてきた納付書、口座振替依頼書

\*口座振替依頼書は、市内の各金融機関および郵便局の窓口に備え付けてあります。

【振替日】=納期月の25日(休祝日の場合は翌営業日)

【取扱税目】=市県民税(普通徴収)、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税

【その他】=毎月25日までに申し込むと、申込月の翌月以降の納期分から口座振替となります。(ただし、3・4月は10日、5月は15日までに申し込み)

## コンビニエンスストアで納付するときの注意点

▼バーコードが印刷されている納付書でのみ納付することができます。

▼納付額が30万円を超える納付書および納期限を過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。

▼従来どおり、金融機関窓口でも納められます。

\*詳しくは、本庁収納課収納管理グループ(内線2462)まで問い合わせください。

## 廃車の届け出はお済みですか?

## ◎廃車の届け出をしないと、いつまでも課税されます。

毎年4月1日現在で、原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に軽自動車税が課税されます。

廃車される場合は、印鑑およびナンバープレートを持参の上、所定の届出書を提出してください。

【手続き先】

・250CC以下の自動二輪車および軽自動車…鹿児島県軽自動車協会 ☎099(261)4011

・250CCを超える自動二輪車…鹿児島運輸支局 ☎050(5540)2089

\*詳しくは、本庁税務課税制グループ(内線2222)まで問い合わせください。

## 固定資産税

## ◎土地・家屋を名義変更した場合

固定資産税は、賦課期日(1月1日現在)の登記簿に登録されている所有者に、納税の義務が発生します。売買などで名義変更された場合は、翌年度から課税されます。固定資産税は年税額のため月割りの賦課はできません。契約される際は必ず、当事者間で税負担の取り決めをされるようお願いします。

## ◎家屋を取り壊した場合

家屋を取り壊した場合は、翌年度の税額が上がることがあります。これは、一定要件を満たした家屋が建っている土地については課税標準の特例が適用されていますが、この適用が外れるためです。

家屋の税額が減った分と、特例の適用が外れ税額が上がった宅地の差額により、税額が変わってきます。

また、土地は現況により課税されるため、利用状況が変わった場合は、必ず税務課または最寄りの各支所地域振興課地域振興グループに連絡してください。

\*詳しくは、本庁税務課土地グループ(内線2241)まで問い合わせください。

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、「家屋取り壊し届出書」を提出してください。この届出書が提出されないと、翌年度も課税される場合がありますので注意してください。

【問合せ先】=本庁税務課家屋グループ(内線2251)

これらの情報については、薩摩川内市ホームページ  
<http://www.city.satsumasendai.lg.jp/>  
でも確認できます。